

川 口 市  
文 化 芸 術  
振 興 指 針

(案)

平成 30 年 10 月

川 口 市

# 施策の体系

## (基本理念)

- ◆文化芸術活動を行う者の自主性及び創造性を十分に尊重します。
- ◆市民の文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう配慮します。
- ◆文化芸術を創造し享受することが市民の権利であり、市民が等しく文化芸術を鑑賞し、参加し、創造することができるような環境の整備を図ります。
- ◆地域の伝統的な文化芸術が、将来にわたり引き継がれるよう配慮します。
- ◆文化芸術活動を行う者その他市民の意見が反映されるよう配慮します。

## 基本目標 1

### 地域の特性を活かしたまちづくり

<b>施策 1</b>	<b>誰もが文化芸術を鑑賞し、又は文化芸術活動に参加する機会の提供及び充実</b>
市民一人ひとりが生きがいと心豊かな生活を送るため、身近な場所で多彩な文化芸術に触れる機会を提供します。また、ニーズに応じた文化芸術の情報を発信できるよう情報収集に取り組みます。	
①鑑賞事業や文化芸術を身近に接する機会の提供	
②ニーズの掘り起こしによる文化芸術の情報収集・発信の充実	
③文化芸術活動支援の充実	
④高齢者、障害者の文化芸術活動の促進	
⑤文化芸術活動の場及び発表の場の提供	

<b>施策 2</b>	<b>地域に根ざした文化芸術を活用したまちづくりの推進</b>
市民・企業・行政が三位一体となって文化芸術を支援する仕組みづくりを確立し、文化芸術でうるおいのある豊かなまちづくりを推進する牽引力を創出します。	
①市民・企業との協働	
②歴史的文化遺産の有効活用	
③歴史的文化遺産等の情報発信の充実	

## 基本目標 2

### 文化芸術を支える人材の育成及び支援

<b>施策 3</b>	<b>文化芸術活動を担う者及び次代の担い手の育成及び支援</b>
次世代を担う子どもや青少年のゆたかな創造性と感性を育むための文化芸術活動の環境整備を進めます。また、文化芸術を継承し、創造していく担い手として、若手芸術家を支援します。	
①文化芸術活動を支える担い手の育成・支援	
②若手芸術家の支援	
③青少年や若者の文化芸術に触れる機会の充実	
④地域の文化芸術を支える人材の育成	

<b>施 策 4</b>	<b>文化芸術活動の継承及び保護の推進</b>
<p>本市には、長い歴史や風土の中で育まれてきた固有の伝統芸能が数多く残されています。少子高齢化が進む中、この貴重な伝統文化を将来にわたって継承していくため、後継者の育成・支援を行っていきます。また、伝統文化のすそ野を広げ、理解を深める取組みを行っていきます。本市が有する文化資源や人材の魅力を再発見し、新たな魅力を発信するため、関係団体や個人が連携して取り組む仕組みづくりをおこなっていきます。</p>	

- ①関係団体等との連携強化
- 伝統文化の保存・継承
- 顕彰制度の充実

### 基本目標3 文化芸術に触れる環境の整備

<b>施 策 5</b>	<b>教育活動及び生涯学習の場における文化芸術への支援</b>
<p>子どもや青少年の様々な文化芸術の体験や感動は、生涯にわたり、文化芸術を理解する基盤となります。また、青年期・中高年期において、文化芸術から受ける体験や感動は、心を豊かにします。したがって、多様な文化芸術に接する機会を拡げるとともに、環境の整備を図る必要性があります。こうしたことから、学校教育や生涯学習の場における芸術鑑賞、体験学習、芸術家派遣等文化芸術に触れる機会の充実に努めます。また、多くの市民が参加、鑑賞できるイベント等の充実に図り、市民主体の文化芸術活動や公民館等を拠点に展開される地域活動を支援します。</p>	

- ①文化芸術に関する学習機会の充実
- ②教育機関等との連携強化
- ③郷土学習の推進
- ④鑑賞事業や文化芸術を身近に接する機会の充実

<b>施 策 6</b>	<b>文化芸術施設の充実及び活用の推進</b>
<p>文化の発展拠点であるリリアや、アートの発展拠点であるアートギャラリー・アトリアなどにおいて、優れた文化芸術活動に親しむ機会を提供することで、文化芸術意識の向上を計ります。アートギャラリー・アトリア事業の更なる内容充実を図り、市民の文化芸術の鑑賞や創作体験の場を提供します。市民の幅広い文化芸術活動の活性化を計るため、ハード・ソフトの両面から施設の整備・充実を図り、作品発表の場としてより多くの方々に利用できるよう取り組みます。</p>	

- ①文化の発展拠点であるリリア、アトリア等の整備・充実
- ②文化芸術関連施設の適切な管理・運営
- ③生涯学習活動の拠点である公民館の整備・充実

## 策定の趣旨

平成28年3月に公布されました川口市文化芸術振興条例の規定に基づき、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため文化芸術振興計画を策定するものとされております。

この計画を策定するうえで、文化芸術の振興に関する基本的な考え方やその目標とその実現に向けた取り組みの方向性を示すため川口市文化芸術振興指針を策定するものです。

## 策定の背景

少子高齢化の進展や地域コミュニティの希薄化など、都市を取り巻く状況は、大きく変貌してきています。生きがいのある生活とふれあい豊かな地域社会の形成に、本市の文化特性を活かしたまちづくりの推進が期待されています。

## 文化芸術の意義

文化芸術は、人々に喜びや感動や安らぎを与え、豊かな感性や創造性を育み、私たちの生活に潤いをもたらす、人間形成にも大きく影響を及ぼすものです。文化を創造・享受することで自己を発見し、達成感や生きがいをもたらします。また、文化的交流は、お互いに共感しあえる価値観を育み平和的に共存する社会を形成する礎となります。

## 文化芸術の範囲

芸術、生活文化、伝統芸能など、「文化芸術基本法」に規定されている範囲のほか、産業・文化・歴史を観光資源とした特色のある事業など、文化の範疇を幅広くとらえます。

## 文化振興の担い手

文化を創造し享受する主役は、市民一人ひとり及び団体です。心豊かな社会を創ることを前提に立った施策に取り組みます。

行政の役割は、市民の文化的諸活動を積極的に支援していくことにあります。文化事業の展開や、市民の文化活動の機会や場の提供など、市民や芸術・文化団体、グループなどとのパートナーシップによる文化振興に取り組めます。

## 位置づけ・期間

指針は、本市の文化芸術振興施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な施策です。策定にあたっては、第5次川口市総合計画や川口市教育振興計画を踏まえ、行政各分野とともに十分連携を図ります。社会状況や市民ニーズの変化、川口市文化芸術基本計画の進行状況などと整合性を図りながら必要に応じ見直します。